



手続き・申請

奨学生を募集しています

問 教育委員会学校教育課

☎58・2111（内線7106）

市では、経済的理由により修学が困難な方を対象に、平成30年度奨学生を募集します。

▼奨学生の種類

【A】つくばみらい市奨学生

【B】つくばみらい市高等学校等奨学生

※【A】、【B】いずれの記載もないものは共通の事項です。

▼申請資格は次の(1)～(4)のすべてを満たす方

(1)本市市民の被扶養者で、次の

【A】または【B】に該当する方

【A】：専修学校（専門課程）、短期大学、大学に進学または在学

する方

【B】：高等学校、高等専門学校に進学または在学する方

(2)【A】：身体が健康であり、学業

優秀かつ品行方正である方

(3) 確実な連帯保証人を付するこ

とができる方

(4) 奨学金に類するほかの学費の

貸与を受けていない方

▼貸与月額【A】：月額3万円／

【B】：月額2万円

▼貸与期間は平成30年4月～在

学する学校の正規の修業期間

▼募集期限は5月11日（金）

▼申請手続きは申請を希望する

方は、次の①～⑤の書類を学

校教育課へ提出してください。

各申請書様式は、市ホームページからダウンロードできます。

① 奨学金貸付申請書

② 奨学金貸与申請者推薦調書

※新入生は、卒業した学校で作成してもらってください。

③ 在学証明書（平成30年度在学する学校）



手続き・申請

就学援助制度のお知らせ

問 教育委員会学校教育課

☎58・2111（内線7109）

市では、小中学生の保護者の

方で、経済的な理由で就学が困

難な方に対し、学校に必要な費

用の一部を援助しています。希

望する方は学校または学校教育

課にご相談ください。

▼対象者

(1) 児童扶養手当を受給している方

(2) 非課税世帯の方

(3) 世帯全員の所得合計額が基準

以下の方など

※市税などの滞納がある方は援助の対象になりません。

▼援助の内容は学用品費、通学

用品費、新入学学用品費、校

外活動費、修学旅行費、医療

費、給食費など

※申請した日の属する月の翌月



手続き・申請

学生納付特例は毎年度申請を

問 伊奈庁舎国保年金課

☎58・2111（内線4402）

学生であっても、20歳になると国民年金※に加入することになっていきます。納付が困難な学生の方は、学生本人の所得が基準額以下の場合、申請し承認されると、保険料の納付が猶予される学生納付特例があります。

※平成30年度の国民年金保険料は月額1万6340円です。

■ どうすればいいの？

学生納付特例を希望する学生の方は、年金手帳・学生証（コピー可）・印鑑をお持ちの上、伊奈庁舎国保年金課または谷和原庁舎市民窓口課で申請をしてください。

ただし、日本年金機構から、

はがき形式の学生納付特例の申

請書が送付されている方は、必

要事項を記入し、郵送するだけ

で申請が可能です。

※20歳以上の学生であった期間は、2年1カ月前までさかの

ぼって申請できます。

■ 申請するのに基準はあるの？

学生本人の平成29年中の所得

が、118万円＋（扶養親族な

どの数×38万円）＋社会保険料

控除などの合算以下であれば申

請できます。

■ どんな学生が対象なの？

大学、大学院、短期大学、高

等学校、高等専門学校、専修学

校、各種学校などに通う学生で

す（夜間・定時制・通信の方も

含む）。一部該当しない学校が

あります。詳細はお問い合わせ

ください。

■ 年金額に反映されないの？

学生納付特例を受けた期間

は、年金を受給するための受給

資格期間には含まれますが、年

金額には反映されませんので、

ご注意ください。

■ あとで納付できるの？

社会人になってからでも10年

以内であればさかのぼって納め

ることができます。ただし、承

認を受けた年度から起算して、

3年度目以降に納める場合は、

当時の保険料に一定の加算額が

加わります。

■ 申請後はどうするの？

申請をすると、承認または却

下の結果通知が、日本年金機構

から郵送されます。申請中に納

付書や催告書などが送付される

場合もありますので、あらかじめ

ご了承ください。

（参考）平成29年度認定基準表

世帯構成	所得基準 (持ち家あり)	所得基準額 (持ち家なし)
小学生、母	165万円	238万円
小学生2人、父、母	280万円	350万円
小学生、父、母、祖母	267万円	338万円

※世帯の構成人数や年齢などにより基準は異なるので、表はあくまでも目安の金額です。